丸亀市補助金等見直し基準

1 見直し基準策定の趣旨

補助金等は、その効果的な活用により、地域活性化や産業振興などの公共課題の解決に有効な手段となることから、本市の行政施策を展開する中で、長い間重要な役割を果たしてきた。しかし、補助の長期化による既得権化の傾向があること、交付の判断基準がまちまちで、判断根拠が不透明なもの、具体的な効果が見えにくいものなどがあることなど様々な課題がある。また、現在の厳しい財政状況では、削減・廃止・統合などの総合的な整理を図る必要があるが、単に補助金の削減そのものを目的とするのではなく、限られた財源を有効に活用し、補助金の効果的・効率的かつ適正な執行がされるよう、補助金等交付見直しのための基準を策定する。

2 用語の定義

- (1) 補助金等 本市が交付する補助金、交付金、利子補給金その他の給付金で、相当の反 対給付を受けないもの(市長が指定するものを除く。)をいう。
- (2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業(以下「事業等」という。) をいう。
- (3) 補助事業者等 補助金等の交付を受けて補助事業等を実施する者をいう。

3 基本的な考え方

- (1) 補助事業等の内容を検証し、次の目的区分を明確にしたうえで、その目的に合致しているかどうかを検証する。(補助目的区分)
 - ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの(国、県等の制度によるものを含む。)
 - イ 個人、各種団体等(以下「市民等」という。)が主体的自立的に行うもの
- (2) 補助事業等の実施期間を次のとおり区分したうえで、終期又は更新時期の設定を検討し、補助金等交付期間の適正化を図る。(補助期間区分)
 - ア 一時的なもの 1年以下の期間で行う事業等
 - イ 短期的なもの 1年を超えて3年以下の期間で行う事業等
 - ウ 中長期的なもの 3年を超えて行う事業等
- (3) 補助事業等の規模、範囲、国や県等からの補助の有無などから上限額の設定、補助率の改定等を検討するものとし、国や県等の制度による補助は、その制度の終了をも

- って市の補助金等交付を終了する。
- (4) 市が行う見直しについて結果を公表し、広く市民等に意見を求めることにより公平 公正かつ市民目線の見直しとする。

4 補助金等見直し基準

補助事業等を見直しするに当たって「継続するもの」「原則として廃止するもの」「休止 又は減額するもの」「統廃合を検討するもの」に区分するための基準を設定する。

- (1) 継続するもの
 - ア 法令等により補助することが義務付けられている事業等
 - イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である 事業等
 - ウ 他市町との協議等により、市の負担が決定している事業等
 - エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施して いる事業等
 - オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業
- (2) 原則として廃止するもの
 - ア 会議費や事務費、施設管理費等の本来補助事業者等の自己財源で賄う経費に充当 するもの
 - イ 補助目的が達成された事業等
 - ウ 社会情勢等の変化により補助の目的が適切でなく、事業効果の薄れている事業等
 - エ 事業費の全額を補助金で賄う事業等
 - オ 一時的又は短期的な事業等であって、終期が到来しているもの
- (3) 休止又は減額(補助率の引き下げ)するもの
 - ア 繰越金が補助金を超えている事業等
 - イ 食料費及び旅費の占める割合が30%を超える事業等
 - ウ 補助率が2分の1を超える事業等
 - エ 上部団体を通しての間接的な補助金等であって、下部団体の事業等に重複が見られるもの
 - オ 短期的又は中長期的な事業等であって、適切な終期又は更新時期の設定がされて

いないもの

- (4) 統廃合を検討するもの
 - ア 同一団体1事業の原則に反して、複数の補助金等を受けている事業等
 - イ 類似する補助事業者等に対する補助金等
 - ウ 類似する補助金等があるもの

5 補助金等を交付決定する際の確認事項

補助金等の適正な執行を図るため、補助金等の交付にあたっては、「事業の効果性」「団体等の適格性」「補助対象外経費の明確化」「補助額の適正化」の各項目について確認を行うこととし、不適正な補助金等交付の発生を防止する。今回の見直しにおいて継続する補助金等についても同様の確認を行うことにより、見直しの厳正化を図るものとする。

(1) 事業の効果性

- ア 補助事業等の目的、視点、内容などが、社会経済状況に合致すること。
- イ 補助金等の支出が、客観的に見て公益上必要であること。
- ウ 行政と市民等の役割分担の中で、真に補助すべき事業・活動であること。
- エ 補助金等の支出について費用対効果が認められること。
- (2) 補助事業者等の適格性(ウ~カについては、団体の場合)
 - ア 法令等に抵触していないこと。
 - イ 会計処理及び使途が適切であること。
 - ウ 構成員から会費を徴収するなど自主財源の確保に努めていること。
 - エ 当該補助事業等の決算における繰越金の額が補助金等の額を超えていないこと。
 - オ 事業活動の内容が、団体の目的と合致していること。
 - カ 市担当者が団体等の事務局を兼務しないこと。

(3) 補助対象外経費の明確化

補助対象経費を団体等の「活動事業費」に限定し、以下の経費は原則として対象外とする。

- ア 会議費や事務費、施設管理費等の本来団体等の自己財源で賄う経費
- イ 宿泊を伴う視察や慰労的な研修の経費
- ウ 交際費、慶弔費、飲食費、親睦会費等補助事業と直接関係しない団体運営に係る 経費

エ 他の団体等へ行う迂回助成部分。

(4) 補助額の適正化

- ア 国庫補助や県費補助を伴う事業に係る市の補助は、合理的理由がない限り上乗せ 補助は行わない。
- イ 団体等の決算において繰越金の額が補助金を超えている場合は、補助額を調整する。
- ウ 個人を対象とする補助金については、市税の納付状況や所得要件等による交付の 制限を必要に応じて設定する。
- エ 利子補給に係る補助金については、金利情勢に応じた補助率とする。

(5) 交付期間

適切な終期又は更新時期を設定し、更新する場合には必ず見直し基準該当性の点検 を行うものとする。